



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年9月16日（火） 第10332号

## 目次

	ページ
<b>監査委員公告</b>	
○監査結果の公表	2
<b>落札</b>	
○落札者等の決定（メディアプロモーション課）	10
○同（警察本部会計課）	11

■ 監査委員公告

◎監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年9月16日

群馬県監査委員 石原 栄一  
 同 平田 稔  
 同 井田 泉  
 同 森 昌彦

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査
- 3 監査の対象
  - (1) 監査対象年度 令和5年度会計（前年度監査基準日の翌日から令和6年5月31日まで）  
 令和6年度会計（令和6年4月1日から監査基準日まで）
  - (2) 監査対象機関 県庁等95機関及び地域機関等4機関
- 4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとり適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書及び帳簿その他の関係書類等の確認を行った。
- 6 監査結果の概要
  - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） 3件
  - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 5件
  - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） 1件
- 7 機関別監査結果
  - (1) 知事戦略部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
秘書課 (令和7年7月14日)	(注意事項) 群馬県財務規則第226条第1項において、物品管理者は必要がなくなった物品について廃棄をしようとするときは、不用の決定をしなければならないとされている。 当該機関は、事務調査日（令和7年6月18日）において、備品管理台帳に記載されている備品16点について、不用の決定をせずに廃棄していた。
戦略企画課 (令和7年8月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
メディアプロモーション課 (令和7年8月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

エンターテインメント・コンテンツ課 (令和7年8月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
デジタルトランスフォーメーション課 (令和7年7月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
グリーンイノベーション推進課 (令和7年7月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
交通イノベーション推進課 (令和7年7月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
地域外交課 (令和7年8月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東京事務所 (令和7年6月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (2) 総務部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
総務課 (令和7年7月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
人事課 (令和7年8月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
財政課 (令和7年7月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
財産有効活用課 (令和7年7月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
税務課 (令和7年8月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
市町村課 (令和7年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
統計課 (令和7年7月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
危機管理課 (令和7年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
消防保安課 (令和7年8月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
総務事務管理課 (令和7年8月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
自治研修センター (令和7年6月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
防災航空センター (令和7年7月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (3) 地域創生部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
地域創生課 (令和7年7月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
ぐんま暮らし・外国人活躍 推進課 (令和7年7月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
文化振興課 (令和7年7月28日)	(注意事項) 群馬県財務規則第213条第1項において、物品管理者は、備品を受領したときは備品管理台帳に記録しなければならないとされており、第214条において、その管理する備品1点ごとに備品整理票その他適当な方法により品目、番号及び所属名を表示しなければならないとされている。また、同規則第216条第2項において、物品管理者は管理換をするときは、物品管理換通知書に当該物品を添えて、管理換を受ける物品管理者に送付しなければならないとされている。 当該機関は、令和7年2月16日に納品されたテーブルやロッカー等83台及び同年3月14日に納品されたロッカー8台について、備品管理台帳への記録及び備品整理票等による物品の表示を行っていなかった。また、物品管理換通知書を作成せずに、25台の備品を文化財保護課に、24台の備品を野菜花き課、1台の備品を建築課に移し換えていた。
文化財保護課 (令和7年8月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
スポーツ振興課 (令和7年7月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
湯けむり国スポ・全スポぐ んま準備課 (令和7年8月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (4) 生活こども部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
生活こども課 (令和7年7月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
こども・子育て支援課 (令和7年7月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
私学・青少年課 (令和7年7月25日)	(指摘事項) 新しい有害環境対策事業補助金交付要綱第3条の規定により、補助対象事業については、(1)講習会への講師派遣等の普及啓発活動、(2)調査・研究活動、(3)インストラクターの知識・技能向上のための研修会等、(4)その他、子どもたちを有害環境から守るために必要と認められる活動とされている。 当該機関は、交付申請のあった当該補助金について、補助金の交付対象とならない経費を含めて額の確定を行ったため、175,485円が過大交付となっていた。
児童福祉課 (令和7年7月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

県民活動支援・広聴課 (令和7年7月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
消費生活課 (令和7年7月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (5) 健康福祉部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
健康福祉課 (令和7年9月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
医務課 (令和7年8月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
感染症・疾病対策課 (令和7年8月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
健康長寿社会づくり推進課 (令和7年9月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
薬務課 (令和7年9月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
国保医療課 (令和7年6月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
食品・生活衛生課 (令和7年7月7日)	<p>(注意事項)</p> <p>普通財産貸付事務取扱要領によれば、貸付料は、普通財産(土地及び建物)貸付料算定基準(以下「基準」という。)により算定するものとされており、基準では、電柱類等の面積により貸付料を算定することが適当でないものに係る貸付料の年額の基準は、群馬県行政財産使用料条例(以下「使用料条例」という。)第5条に規定する額とされている。使用料条例第5条において、土地等の使用料の額については、電気事業、電気通信事業等の用に供するもので、電気通信事業法施行令別表第一に掲げるものは同表に掲げる額とされている。また、令和元年9月25日付け管財課長通知「行政財産の使用許可に係る山林の電柱類使用料の取扱いについて」により山林における電柱類の使用料は電気通信事業法施行令別表第一の金額を用いるが、本柱以外は群馬県道路占用料徴収条例別表に掲げるものを用いることとしており、支線及び支柱は同条例の解釈上、減免の対象とされている。</p> <p>当該機関は所有する普通財産である土地に電柱類を設置する者と、令和4年4月1日から令和9年3月31日までを貸付期間とする県有財産貸借契約を、令和4年3月8日付け及び同月15日付けで締結した。貸付料の算定にあたり、当該土地の地目は畑及び山林であるが、宅地として算定したため、令和4年度から令和6年度までに徴収した貸付料が11,100円の過大及び1,380円の過少となっていた。</p>
地域福祉課 (令和7年9月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
監査指導課 (令和7年8月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
介護高齢課 (令和7年7月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

障害政策課 (令和7年8月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
----------------------	------------------------------

## (6) 環境森林部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
環境政策課 (令和7年8月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
環境保全課 (令和7年8月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
廃棄物・リサイクル課 (令和7年8月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
自然環境課 (令和7年8月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
林政課 (令和7年8月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
林業振興課 (令和7年8月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
森林保全課 (令和7年8月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (7) 農政部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
農政課 (令和7年7月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
農業構造政策課 (令和7年7月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
米麦畜産課 (令和7年8月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
野菜花き課 (令和7年7月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
蚕糸特産課 (令和7年8月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
ぐんまブランド推進課 (令和7年7月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
農村整備課 (令和7年8月1日)	(指摘事項) 当該機関は、タブレット端末レンタル及びWeb会議システムの利用に係る契約及び支払事務について、次のとおり適正を欠くものがあった。 (1) 地方自治法第232条の3において、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬとされており、群馬県財務規則第64条第1項において、支出負担行為担当者は、支出負担行為をするとき、別に訓令で定める回議用紙又は物品購入等

	<p>回議書により、支出負担行為の決議をするものとしてされている。                  当該機関は、令和5年度及び令和6年度のタブレット端末レンタル及びWeb会議システムの利用に係る契約締結について、必要な手続を行っていなかった。</p> <p>(2) 地方自治法第232条の5において、普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これをすることができないとされ、職員による立替払は認められていない。                  当該機関では、上記契約に係る令和5年4月分から令和6年1月までの使用料及び利用料71,320円を職員が立替払をしていた。</p> <p>(3) 政府契約の支払遅延防止等に関する法律第14条において準用する同法第4条の規定により、対価の支払の時期については、契約書に明らかにしなければならないとされており、当該機関が締結した「タブレット端末レンタル及び通信サービス並びにWeb会議システムの利用に係る長期継続契約」第4条において、各月毎の請求に基づきその都度支払い、支払請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとされている。                  当該機関は、上記契約に係る令和6年2月分から5月分の使用料及び利用料28,522円について支払が遅延していた。</p>
--	--

(8) 産業経済部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
産業政策課 (令和7年8月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
未来投資・デジタル産業課 (令和7年8月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
地域企業支援課 (令和7年8月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
労働政策課 (令和7年8月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
観光リトリート推進課 (令和7年8月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
eスポーツ・クリエイティブ推進課 (令和7年8月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(9) 県土整備部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
監理課 (令和7年9月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
建設企画課 (令和7年8月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
契約検査課 (令和7年8月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
道路管理課 (令和7年8月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

道路整備課 (令和7年8月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
河川課 (令和7年8月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
砂防課 (令和7年8月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
都市計画課 (令和7年8月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
都市整備課 (令和7年8月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
下水環境課 (令和7年7月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
建築課 (令和7年8月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
住宅政策課 (令和7年9月1日)	(注意事項) 群馬県財務規則第35条において、収入調定者は、歳入の調定をするときは、収入の原因となる関係書類に基づいて、調定回議書を作成して行うものとされ、「会計事務の手引」(群馬県会計局作成)第2収入-7調定の手続において、随時の収入は、その原因の発生の都度直ちに調定することとされている。 当該機関は、令和6年4月から9月にかけて入金された売電収入355,933円については、同年10月23日に調定を行い、同年10月から令和7年3月にかけて入金された売電収入214,901円については、同年3月31日に調定を行っていた。
下水道総合事務所 (令和7年7月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(10)会計局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
会計管理課 (令和7年7月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(11)企業局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
総務課 (令和7年6月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
経営戦略課 (令和7年6月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
発電課 (令和7年6月30日)	(指摘事項) 地方自治法第234条において、売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとするとしてされており、また、同条第2項において、前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができるとされている。

	<p>当該機関は、相俣発電所護岸復旧工事（請負金額144,650,000円）を発注し、当該工事箇所の上流にあたる相俣ダム放流による河川の増水により作業が困難であったため護岸復旧工事を取りやめたが、競争入札を行わず、原契約を維持したまま地質調査の業務委託（変更請負金額7,601,000円）に変更契約した。</p> <p>（検討事項）</p> <p>当該機関は、上記工事において、標準工期280日間に満たない194日間で工期設定し、繰越明許費の活用等の必要な措置を講じなかった。</p> <p>工期は、工事内容と合わせ競争入札に関わる重要な要件であり、入札参加の判断や入札金額に大きな影響を与えるものであるため、現場条件を反映したより正確な設計に基づく発注や、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律の基本理念に基づき、発注者の責務として標準工期等により工期設定が行われるよう要望する。</p>
団地課 (令和7年6月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
水道課 (令和7年6月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(12) 病院局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
経営戦略課 (令和7年7月7日)	<p>（注意事項）</p> <p>群馬県病院局財務規程第81条第1項において、資金前渡職員は、前渡を受けた資金に係る用件終了後10日以内に、資金前渡精算書及び証拠書類を添えて、支出命令者の確認を受けて企業出納員に提出しなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、令和7年1月9日に資金前渡された香典20,000円について、事務調査日（同年6月12日）現在において、精算を行っていない。</p>

(13) 議会事務局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
議会事務局 (令和7年7月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(14) 人事委員会事務局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
人事委員会事務局 (令和7年8月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(15) 選挙管理委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
選挙管理委員会 (令和7年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(16) 監査委員事務局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
監査委員事務局 (令和7年8月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (17)労働委員会事務局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
労働委員会事務局 (令和7年8月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (18)教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
総務課 (令和7年8月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
管理課 (令和7年9月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
福利課 (令和7年8月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
学校人事課 (令和7年8月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
義務教育課 (令和7年8月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高校教育課 (令和7年8月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
特別支援教育課 (令和7年8月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
生涯学習課 (令和7年8月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
健康体育課 (令和7年9月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (19)警察本部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
警察本部 (令和7年8月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## ■ 落札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和7年9月16日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 子育て応援をテーマとした県広報番組制作等業務 1回につき15分間を24回
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県知事戦略部メディアプロモーション課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和7年9月2日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 群馬テレビ株式会社 群馬県前橋市上小出町三丁目38番地の2
- 5 随意契約に係る契約金額 36,102,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号該当

次のとおり落札者を決定した。

令和7年9月16日

群馬県警察本部長 倉木 豊 史

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 AI映像解析システム導入及び保守業務委託事業 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和7年8月4日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社Solafune 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング28F
- 5 落札金額 209,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和7年5月30日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111